

7. 特別支援学校・特別支援学級・通級による指導の対象となる 障害種と程度

| | 特別支援学校 | 特別支援学級 | 通級による指導（※） |
|-------------|--|--|---|
| 視覚障害者 | 両眼の視力がおおむね0.3未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のものうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のもの | 【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のもの | 【弱視者】拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの |
| 聴覚障害者 | 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの | 【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のもの | 【難聴者】補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度の者で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの |
| 知的障害者 | 一 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの | 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも | |
| 肢体不自由者 | 一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの | 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも | 肢体不自由の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| 病弱者 | 一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの | 一 慢性の呼吸器疾患その他疾患の状態が持続的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のもの 二 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とする程度のもの | 病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| 言語障害者 | | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、その程度が著しいもの | 口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のもの |
| 自閉症者 | | 一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも | 自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 情緒障害者 | | 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも | 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 学習障害者 | | | 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 多動性・注意欠陥障害者 | | | 年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のも |
| 法等根拠 | 学校教育法施行令22条の3 | 「756号通知」及び「1178号通知」 | |

※自閉症者、情緒障害者（選択性かん黙など）、学習障害者、注意欠陥多動性障害者については特別支援教室での指導の対象

【補説】 令和5年度「就学相談の手引き」より抜粋
(発行：東京都教育委員会発行)

(1) 知的障害

◆ 知的障害特別支援学校の対象

1. 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの
2. 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの

○知的発達の遅滞について

「知的発達の遅滞があり」とは、認知や言語などにかかわる知的機能の発達に明らかな遅れがあるという意味です。つまり、精神機能のうち、情緒面とは区別される知的面に、同年齢の子供と比較して平均的水準より明らかに遅れがあるということです。

○他人との意思疎通について

「他人との意思疎通が困難」とは、特別な配慮なしに、その年齢段階に標準的に必要とされるコミュニケーション能力には到っておらず、一般的な会話をする際に話された内容を理解することや、自分の意思を伝えることが著しく困難であり、他人とのコミュニケーションに支障がある状態を指します。知的障害における意思疎通の困難さは、知的機能の発達の遅滞により、相手から発信された情報が理解できず、的確な対応ができないために、人とのコミュニケーションが十分に図れないことを言います。

○日常生活での援助について

「日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする」とは、一定の動作、行為の意味、目的、必要性の理解が難しく、その年齢段階に標準的に要求される日常生活上の行為に、ほとんどの場合又は常に援助が必要である程度のことを言います。例えば、箸を使うことの理解が難しいため、箸を使った食事の際にはいつも援助が必要であるような状態や、排せつの始末をすることの理解が難しいために、トイレトペーパーを使う際には、ほとんどの場合又は常に援助が必要であるような場合などです。

○社会生活への適応について

「社会生活への適応が著しく困難」とは、例えば、他人と意思を交換したり、自己管理したりすることや、日常生活や社会生活、対人関係を形成することなどに関する、その年齢段階に標準的に要求される適応能力が特に乏しい状態です。

「社会生活への適応が著しく困難」である状態は、低学年では、例えば、他人と関わっての遊びをする、自分から他人に働き掛ける、友達関係を作る、簡単な決まりを守って行動する、身近な危険を察知し回避する、身近な日常生

活における行動(身辺処理)などが特に難しいなどが考えられます。また、高学年では、例えば、社会的なルールに沿った行動をしたり、他人と適切に関わりながら生活や作業をしたり、自己の役割を知り責任をもって取り組んだりすることが難しいといった状態が考えられます。

◆ 知的障害特別支援学級の対象

知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり、日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも

知的障害特別支援学級の対象は、その年齢段階に標準的に要求される機能に比較して、他人との日常生活に使われる言葉を活用しての会話はほぼ可能であるが、抽象的な概念を使った会話などになると、その理解が困難な程度を指します。

例えば、時間の概念が入ると理解できなかつたりすることや、比較的短い文章であっても、全体的な内容を理解し短くまとめて話すことなどが困難であったりする状態です。また、同時に、家庭生活や学校生活におけるその年齢段階に標準的に求められる食事、衣服の着脱、排せつ、簡単な片付け、身の回りの道具の活用などにほとんど支障がない程度です。

(2) 肢体不自由

◆ 肢体不自由特別支援学校の対象

1. 肢体不自由の状態が補装具によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの
2. 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないもののうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの

○「補装具」とは

具体的には、義肢(義手、義足)、装具(上肢装具、体幹装具、下肢装具)、座位保持装置、車いす(電動車いす、車いす)、歩行器、頭部保護帽、歩行補助杖等が考えられます。

○「日常生活における基本的な動作」とは

歩行、食事、衣服の着脱、排せつ等の身辺処理動作及び描画等の学習活動のための基本的な動作のことです。ただし、歩行には車いすによる移動は含みません。

○「不可能又は困難」とは

「不可能」とは、筆記や歩行等の運動・動作が全くできない状態であり、「困難」とは、たとえ可能であったとしても(目的的に運動・動作をしようとはするものの)、同

年齢の児童・生徒に比較して、その速度や正確さ又は持続性の点で実用性に欠け、学習活動や移動等に支障が見られる状態を言います。

○「常時医学的観察指導」とは

「常時」とは、特定の期間内において連続的、恒常的な様子を表しており、「常時の医学的観察指導を必要とする」とは、具体的には医師の判断によって医療型障害児入所施設等に入所又は入院し起床から就寝に至るまで医学的視点からの観察が必要で、日常生活の一つ一つの運動・動作について指導・訓練を受けることが必要な状態を言います。

(3) 自閉症・情緒障害

◆ 自閉症・情緒障害特別支援学級の対象

1. 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも

自閉症・情緒障害特別支援学級において教育することが適当な場合は、自閉症又はそれに類するものために、意思疎通や対人関係、行動に問題が認められ、通常の学級での学習では成果をあげることが困難であり、特別な教育内容・方法を必要とする場合です。

○「…それに類するもの」について

例えば、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害を示しています。

○「他人との意思疎通が困難」とは

他人との意思疎通が困難とは、一般にその年齢段階に標準的に求められる言語等による意思の交換が困難であるということです。

○「対人関係の形成が困難」とは

対人関係の形成が困難とは、名前を呼ばれたら気付いて振り向く、他人からの働きかけに応じて遊び、自分や他人の役割を理解し協同的に活動する、他人の考えや気持ちを理解し友達関係や信頼関係を形作ることなどが、一般にその年齢段階に要求される程度に至っていない状態です。

2. 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも

○「主として心理的な要因による選択性かん黙等」とは

「心理的な要因」とは、情緒が不安定になり、その状態が続くような影響を与える原因のことであり、例えば、継

続的な人間関係のあつれきや幼少期からの不適切な生育環境などがこれに当たります。「主として」とは、発達障害によるものではなく、心理的な要因によるものを中心とするという意味です。情緒障害の状態が心理的な要因によるものか発達障害によるものかの峻別が困難な場合や双方が複合する場合、指導内容・方法・環境の調整などの対応を決定するために、第一義的に、その状態に発達障害として対応することが適切であるかどうかを見極めて慎重に調査し、判断することが必要になります。

○「社会生活への適応が困難」とは

社会生活への適応が困難とは、他人と関わって遊ぶ、自分から他人に働き掛ける、集団に適応して活動する、友達関係をつくり協力して活動する、決まりを守って行動する、他人との関わりを持ちながら生活を送ることなどが、一般にその年齢段階に求められる程度に至っていない状態です。

◆ 通級による指導の対象(特別支援教室)

自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

自閉症又はそれに類する障害のために、通常の学級における授業におおむね参加できるものの、対人関係、行動上の問題の改善のための特別な指導などを一部必要としている者を対象とします。

主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のも

○「通常の学級での学習におおむね参加でき」とは

通常の学級での各教科等の学習において、障害による困難さに対する指導上の工夫や個に応じた手立てにより、授業内容が分かり学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、学ぶことができる状態を指します。

○「一部特別な指導を必要とする程度のもの」とは

通障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための特別な指導が継続的に必要な子供を指します。例えば、人との意思疎通や主体的なコミュニケーションについては継続的に特別な指導が必要な状態であるものの、座席の位置や学習集団に対する配慮により集団での学習への参加が可能であったり、個別のスケジュールを活用することで場所や場面の変化に応じて行動できたりする子供の場合、通級による指導を行うことを検討することが考えられます。

(4) 注意欠陥多動性障害

◆ 通級による指導の対象(特別支援教室)

年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

注意欠陥多動性障害とは、典型的には、年齢あるいは発達に不釣り合いな程度において、以下のような不注意、又は衝動性・多動性の状態を継続して示し、それらが社会的な活動や学校生活を営む上で著しい困難を示す状態を指します。

○「不注意」とは

気が散りやすく、注意を集中させ続けることが困難であったり、必要な事柄を忘れやすかったりすることです。

○「多動性」とは

じっとしていることが苦手で、過度に手足を動かしたり、話したりすることから、落ち着いて活動や課題に取り組むことが困難であることです。

○「衝動性」とは

話を最後まで聞いて答えることや順番を守ったりすることが困難であったり、思いつくままに行動して他者の行動を妨げてしまったりすることです。

(5) 言語障害

◆ 通級による指導の対象(言語障害学級)

口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な支援を必要とするもの

○「構音障害」とは

構音障害とは、話し言葉の使用において、「さかな」を「たかな」、あるいは「たいこ」を「たいと」などのように、一定の音をほぼ習慣的に誤って発音する状態を指しています。

○「話し言葉の流暢性に関わる障害」とは

言葉のつまづき、リズムの崩れ、反復など話し言葉の流暢性が十分でなかったり、緊張すると音声が出にくかったりするような状態です。早口言語症(クラッターリング)、吃音、あがりの現象などがあります。

○「言語機能の基礎的事項の発達に関する障害」とは
言葉の発達が全体として他の年齢の児童・生徒に比べて、かなり遅れている状態であり、単なる言語環境の希薄さからくる場合もありますが、多くの場合、知的障害、肢体不自由(脳性まひ)、情緒障害、聴覚障害などを併せ有しています。

(6) 聴覚障害

◆ 通級による指導の対象(難聴学級)

補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの

「通常の話声を解することが困難な程度のもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの」とは、通常の学級における教科等の学習におおむね参加できることを指します。

「一部特別な指導を必要とするもの」とは、障害を改善・克服するための特別な指導や教科の内容を取り扱いながらの指導が部分的・継続的に必要な児童・生徒を指します。

(7) 学習障害

◆ 通級による指導の対象

(言語障害指導学級・特別支援教室)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のもの

学習障害により困難を示す領域は次のとおりで、学習障害は、このうちの一又は複数について著しい困難を示す状態を指します。

○「聞く能力」他人の話を正しく聞き取って、理解することです。

○「話す能力」伝えたいことを相手に伝わるように的確に話すことです。

○「読む能力」文章を正確に読み、理解することです。

○「書く能力」文章を正確に書くこと、筋道立てて文章を作成することです。

○「計算する能力」暗算や筆算をすること、数の概念を理解することです。

○「推論する能力」事実を基に結果を予測したり結果から原因を推し量ったりすることです。